

社会福祉法人唐池学園 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人唐池学園（以下「法人」という。）が法人定款（以下「定款」という。）第42条の規定により、法人の運営及び業務執行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

第3章 評議員

(評議員の改選時期)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書
- (3) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 在任する評議員を選任候補者として提案する場合は、前項第2号の規定は適用しない。

(就任承諾書の提出等)

第5条 評議員選任・解任委員会で評議員として選任された者は、ただちに就任承諾書を提出しなければならない。

2 就任承諾書が提出された場合は、前条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前条第1項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第6条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任の提案をしようとする時の手続)

第7条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第8条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第9条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第4章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第10条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

(招集の手続)

第12条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会にて決議した次の招集事項を記載した書面により、招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

- 2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1号各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集手続の省略)

- 第13条 前条第1項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員会の運営)

- 第14条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。
- 2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
 - 3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(評議員提案権)

- 第15条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日から4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
 - 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

- 第16条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 17 条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該議案について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第 18 条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明するため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明することにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項第 4 号に規定する監事の意見等
 - (5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

- 3 評議員会の決議の省略の場合の議事録には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 評議員会への報告の省略の場合の議事録には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 評議員会の報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会の報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 5 議事録は、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から 5 年間従たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の改選)

- 第21条 役員改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
 - 3 監事の選任候補者の提案は、前項の手續きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
 - 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。
 - 5 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(役員選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

- 第22条 評議員会に役員選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 身分証明書
 - (3) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料
- 2 在任する役員を選任候補者として提案する場合は、前項第2号の規定は適用しない。

(就任承諾書の提出等)

- 第23条 評議員会で役員として選任された者は、ただちに就任承諾書を提出しなければならない。
- 2 就任承諾書が提出された場合は、前条第1項の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前条第1項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第24条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

（役員解任）

第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員解任の提案をしようとする時の手続）

第26条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第27条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

（役員名簿）

第28条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第6章 理事会

（理事会の開催）

第29条 理事会は、毎会計年度に5月、11月及び3月の年3回開催する。

- 2 前項の開催月は、議案内容等によって前後の月に変更することができる。
- 3 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、理事長に会議の目的である事項を示して、招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第30条 定款第25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
 - (2) 前条第2項第3号及び同条第2項第4号により理事が招集する場合。
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。
- 2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は理事が、前条第2項第5号による場合は監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第31条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事全員に通知をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(理事会の運営)

第32条 定款第23条第2項のとおり理事会に議長を置き、その都度理事の互選によって定める。

- 2 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(理事会の決議事項)

第33条 理事会の決議事項の一覧は、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第34条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

- (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第35条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

- 第36条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
 - 4 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第39条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
- (6) 出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 理事会の決議の省略の場合の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 理事会への報告の省略の場合の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 理事会の報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 監事

(調査及び差止め請求)

第41条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第42条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第8章 決算・監査

(資料の作成)

第43条 理事長は、会計年度終了後概ね45日以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第44条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第45条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第46条 第43条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。

第9章 事務の専決

(事務の専決)

第47条 定款第24条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表2のとおりとする。

2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を施設長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第48条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第10章 法人本部

(本部の構成)

第49条 法人に法人本部を置き、理事長が機関責任を担いその他の理事全員が補佐する。

2 法人本部には理事長が任命した事務局長を置き、その他必要に応じて職員を配置する。

(法人本部事務)

第50条 法人本部は次の事務を掌理する。

- (1) 評議員会、理事会に関すること
- (2) 定款、定款施行細則及び経理規程等法人全体に関わる規程の整備と運用に関すること
- (3) 不動産の取得、処分及び登記に関すること
- (4) 事業計画及び予算に関すること
- (5) 事業報告及び決算に関すること
- (6) 法令に定められた現況報告に関すること
- (7) 印鑑証明書又は実印が必要な各種取引に関すること
- (8) 法人全体の施設整備等計画及び財務管理に関すること
- (9) 各施設の施設整備等の計画策定及び計画進行の補助に関すること
- (10) 法人が組織した委員会の庶務に関すること
- (11) その他、理事長が指示した事項に関すること

(法人運営会議)

第51条 法人の運営活動を円滑に行うために必要な事項を協議し決定する機関として、法人運営会議を置く。

2 前項の必要な事項は以下のとおりとする。

- (1) 月次報告
- (2) 運営状況の確認報告
- (3) 施設整備及び新規事業
- (4) その他

3 法人運営会議は理事長が招集し、法人全体の業務執行状況を把握して理事会に付議することを協議する。

4 法人運営会議は定例開催とし、必要に応じて臨時に招集することができる。

(法人運営会議の構成)

第52条 法人運営会議は、理事長、理事、法人事務局長及び理事長が必要と認めた者によって構成し、これらの他にも必要に応じて職員を会議に参加させ意見を述べさせることができる。

第11章 その他

(秘密の保持)

第53条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第54条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

評議員会決議事項

内 容	根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
			過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。	○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議	○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条 第54条の2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
役員 の 解 任 ・ 選 任 等 (報酬基準を含む) に関する事項	役員、監査人の選任	第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	○
	役員(監事に限る)の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 一 第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)	○ (法45条の9第7項の1)
	役員(監事以外)の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。	○
	役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条の35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○
	理事の報酬	第45条の16第4項準用 一般法人法第89条	【一般】第89条理事の報酬等(報酬、賞その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によつて定める。	○
	監事の報酬	第45条の18第3項準用 一般法人法第105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によつて定める。	○
財務に関する事項	計算書類(貸借対照表及び収支計算書)・財産目録の承認	第45条の30第2項 定款第33条2項	【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第32条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款第30条	【定款】(基本財産の処分)第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。	○
	残余財産の帰属	定款例第39条	【定款】(残余財産の帰属)第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法112条	【一般】第112条 前条第一項(※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	× 総評議員の同意による
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。	○ (法45条の9第7項の2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○

理事会決議事項

内 容		根拠(社会福祉法・定款例)		議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号 定款例第24条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第12条	【定款】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者と する	第45条の14 第1項	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款例第42条	【定款】(施行細則)第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第4項第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競争及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
臨機の措置	定款例第36条	【定款】(臨機の措置)第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)	
役員等に関する事項	理事長および業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任および解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議	定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告および計算書類の承認	第45条の28第3項 定款第33条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書(6) 財産目録	○	
	基本財産の処分	定款第30条	【定款】(基本財産の処分)第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款第31条	【定款】(資産の管理)第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。		
	会計処理の基準	定款第35条	【定款】(会計処理の基準)第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	
	その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○
公益事業の運営に関する事項		定款第37条	【定款】(種別)第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用助成事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)
その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○	
その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃				○	

専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

専決受任者		理事長専決権の 受任職名
		施設長 ※ただし、障害者支援施設貴志園においては「総合施設長」
理事長専決自公		
法人一般・人事に関する 事案	1 理事会・評議員会の招集に関する事(法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く)	
	2 理事会・評議員会の議案の提出に関する事(法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)	
	3 規程、規則等の制定・改廃に関する事(法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く)	
	4 予算編成及び決算調整に関する事	○
	5 予算の流用、予備費の計上及び使用	○
	6 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(500万円未満の借入)	○
	7 寄附の募集事務及び受入れに関する事(寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く)	○
	8 債権の免除・効力の変更に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○
	9 法人の組織及び権限に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	
	10 利用者入所判定基準の策定	○
	11 入所利用者の決定及び利用契約締結者	○
	12 苦情対応規程・第三者委員の選任	○
	13 職員の採用及び退職に関する事(施設長等の重要な役職を除く)	
	14 職員の人事配置に関する事(施設長等の重要な役職を除く)	
	15 非常勤職員の採用等に関する事	○
	16 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	○
	17 時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	○
	18 職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	○
	19 職員の昇給者・昇格決定者に関する事(定期昇給者を除く)	
	20 休職、復職、育児・介護休業等に関する事	○
	21 職員の表彰、制裁、解雇に関する事	
	22 職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○

法人一般・人事に関する事案	23	職員の諸手当に関する事	○	
	24	職員健康診断の実施に関する事	○	
	25	被服貸与等に関する事	○	
	26	利用者の日常の処遇に関する事	○	
	27	利用者の預り金等の日常の管理に関する事	○	
	28	薬品、給食材料の処分に関する事	○	
	29	自動車の運行管理に関する事	○	
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	○	
	31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	○	
	32	職員の研修に関する事	○	
	33	諸証明に関する事	○	
	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○	
	収入事案	35	自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	○
		36	過誤納金の充当又は還付に関する事	○
37		受贈の承認、寄附に関する事(重要なものは除く)	○	
38		その他の債権に関する事(重要なものは除く)	○	
支出事案	39	固定資産の取得及び処分等に関する事(「軽微なもの」に該当する場合)	○ 100万円未満	
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事(「軽微なもの」に該当する場合)	○ 100万円未満	
	41	修繕費の支出(補修費、改修費の支出を含む)に関する事	○ 100万円未満	
	42	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	○	
	43	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	○	
	44	緊急を要する物品の購入(災害・故障・保守管理関係に限定)	○ 100万円未満	
その他	45	契約の締結に関する事(既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいものを除く)	○ 100万円未満	
	46	リース契約に関する事	○ 100万円未満	